報道資料　　**韓・日請求権協定第３条に伴う紛争解決不作為違憲確認事件**
［2014 憲マ 888 大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定第3条の紛争解決不作為違憲確認］

［宣告］

憲法裁判所は 2021 年 8 月 31 日韓国人ＢＣ級戦犯が日本に対して持つ請求権が、「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」（条約第 172 号、以下「本件協定」という）第 2 条第 1 項によって消滅したのかどうかに関する韓・日両国間解釈上紛争を、上記協定第 3 条が定めた手続きにより解決しない被請求人の不作為が、請求人の基本権を侵害するのかどうかに対して裁判官５人の意見として却下決定をした。これに対して、韓国人ＢＣ級戦犯がこうむった被害のうち、国際戦犯裁判に伴う処罰による被害の部分に対しては、法廷意見と同じ却下結論に賛成するが、日帝の強制動員による被害の部分に対しては被請求人の上記のような不作為によって請求人の基本権が侵害され、違憲と見なければならないという裁判官４人の反対意見がある。

[却下]

2021.8.31.　憲法裁判所広報官室

憲法裁判所　決　定

事　件　2014憲マ888　大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定第３条の紛争解決不作為違憲確認

請求人　1. 李鶴来(イ･ハンネ＊21. 3. 28. 逝去、＊姜福順夫人が継承」　2. 姜道元（＊2019. 3. 17. 逝去）　3. 朴粉子(パク･プンジャ)　4.卞光洙(ピョン･グァンス)　5.朴一濬(パク･イルチュン＊2020. 逝去）　6. 朴書慶(パク･ソギョン)　7. 鄭昌洙(チョン･チャンス)　8. 金真亨(キム･ジンヒョン)　9. 朴来洪(パク･ネホン)　10. 丁広鎭(チョン･グァンジン)

請求人代理人　務法人ヘマル　担当弁護士　張完翼(チャンワニク)、朴基範(パクキボム)

被請求人　　外交部長官

宣告日　　2021.8.31.

主　文

本件審判請求をすべて却下する。

理　由

1.事件概要

ア、 請求人は日帝強制占領期、太平洋戦争が勃発するや、日帝によって連合軍捕虜を監視する捕虜監視員として強制動員され、東南アジア各国に位置した連合軍捕虜収容所で勤務していて終戦後、連合国である英国、オランダ、オーストラリア等で行われた国際戦犯裁判に回付され、BC 級戦犯として処罰された人(以下「韓国人ＢＣ級戦犯」という)ないしその遺族たちである。

被請求人は外交、外国との通商交渉及びそれに関する総括・調停、国際関係業務に関する調停、条約その他国際協定、在外国民の保護・支援、在外同胞政策の樹立、国際情勢の調査・分析に関する事務を掌握する行政府所属の国家機関である。

イ、大韓民国(以下「韓国」という)は 1965.6.22.日本国(以下「日本」という)との間に「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」(条約第 172 号)を締結した。

ウ、請求人は、自分たちが日本に対し持つ賠償請求権が上記協定によって消滅したのかどうかに関して、すでに消滅したと見る日本政府と消滅していないと見る韓国政府間には、上記請求権に関する解釈上の紛争が存在するので、被請求人は上記協定第 3 条が定めた手続きにより解釈上、紛争を解決するための措置を取る義務があるのに、これを全く履行しないでいると主張し、2014.10.14.被請求人の不作為が人間の尊厳と価値及び幸福追求権、財産権等と同じく、請求人の基本権を侵害し違憲という確認を求める本件憲法訴訟審判を請求した。

エ. 請求人李鶴来は 2021.3.28.死亡し、その相続人である姜福順が本件審判請求手続きを受け継ぎ、請求人姜道元は 2019.3.17.死亡し、その相続人である姜◆◆が本件審判請求手続きを受け継いだ。

2.審判対象

本件の審判対象は、韓国人ＢＣ級戦犯が日本に対して持つ請求権が「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」(条約第 172 号、以下「本件協定」という)第 2 条第 1 項によって消滅したのかどうかに関する韓・日両国間の解釈上の紛争を、上記協定第 3 条が定めた手続きにより

解決しない被請求人の不作為が、請求人の基本権を侵害するのかどうかである。
これと関連した上記協定の内容は、次のとおりである。
[関連規定]
大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定
(条約第 172 号、1965.6.22.　締結、1965.12.18.発効)

大韓民国と日本国は、両国及び両国国民の財産と両国及び両国国民間の請求権に関する問題を解決することを希望し、両国間の経済協力を増進するのを希望して、次の通り合意した。
第 1 条
1.日本国は大韓民国に対し、
(a)現在において 1,080 億日本円(108,000,000,000 円)に換算される 3 億米合衆国ドル($300,000,000)と同等な日本円の価値を持つ日本国の生産物及び日本人の役務を、本協定の効力発生日から 10 年の期間にわたって無償で供与する。毎年なされる生産物及び役務の供与は現在において 108 億日本円(10,800,000,000 円)に換算される 3,000 万米合衆国ドル($30,000,000)と同等な日本円の金額を限度にし、1 年の供与が本金額に未達だった時に、その残額はその年以後の供与額に加算される。ただ、毎年供与限度額は両締約国の政府の合意によって増額することができる。
(b)現在 720 億日本円(72,000,000,000 円)に換算される 2 億米合衆国ドル($200,000,000)と同等な日本円の金額に達するまで、長期低利借款として大韓民国政府が要請し、また第 3 項の規定に基づいて締結される約定によって決定される事業の実施に必要な、日本国の生産物及び日本人の役務を大韓民国が調達するに当たり充当される借款を、本協定の効力発生日から 10 年の期間にわたって行う。本借款は日本国の海外経済協力基金によって行われることにし、日本国政府は同基金が本借款を毎年均等に履行するのに必要な資金を、確保できるように必要な措置を取る。前記提供及び借款は大韓民国の経済発展に有益なことではなくてはならない。
2.両締約国の政府は本条の規定の実施に関する事項に対し勧告を行う権限を持つ両政府間の協議機関として、両政府の代表者で構成される合同委員会を設置する。
3.両締約国の政府は本条の規定の実施のために、必要な約定を締結する。
第 2 条
1.両締約国は両締約国及びその国民(法人を含む)の財産、権利及び利益と両締約国及びその国民間の請求権に関する問題が、1951 年 9 月 8 日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第 4 条(a)に規定されたものを含み、完全かつ最終的に解決されたことを確認する。
2.本条の規定は次のこと(本協定の署名日まで、それぞれの締約国が取った特別措置の対象になったものは除く)に影響を及ぼさない。
(a)一方の締約国の国民として、1947 年 8 月 15 日から本協定の署名日までの間に、他方の締約国に居住したことがある人の財産、権利及び利益
(b)一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益として、1945 年 8 月 15 日以後通常の接触の過程で取得されたり、または他方の締約国の管轄下に入ってくることになったもの
3.第 2 項の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益として本協定の署名日に、他方の締約国の管轄下にあるものに対する措置と一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権として、同日付以前に発生した理由に起因することに関してはいかなる主張もできないことにする。
第 3 条
1.本協定の解釈及び実施に関する両締約国間の紛争は、まず外交上の経路を通じて解決する。
2.第 1 項の規定によって解決できなかった紛争は、どちらか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公式書簡を受け付けた日から 30 日の期間内に、各締約国の政府が任命する 1 人の仲裁委員と、このように選定された 2 人の仲裁委員が当該期間後 30 日内に合意する第 3 の仲裁委員または、当該期間内にこれら 2 人の仲裁委員が合意する、第 3 国の政府が指名する第 3 の仲裁委員と 3 人の仲裁委員で構成される仲裁委員会に、決定のために回付する。ただ、第 3 の仲裁委員は両締約国の中、どちらかの国民であってはならない。
3.どちらか一方の締約国の政府が当該期間内に仲裁委員を任命しない時、または第 3 の仲裁委員、または第 3 国に対し当該期間内に合意できなかった時には、両締約国の政府がそれぞれ 30 日の期間内に選定する国家の政府が指名する、各 1 人の仲裁委員とこれらの政府が協議によって決める第 3 国の政府が指名する、第 3 の仲裁委員で仲裁委員会を構成する。
4.両締約国の政府は、本条の規定に基づいた仲裁委員会の決定に服従する。
第 4 条
本協定は批准されなければならない。批准書はできるだけ早くソウルで交換する。 本協定は批准書が交換された日から効力が発生する。

3.請求人の主張

ア、日帝強制占領期、太平洋戦争さなかの 1942.5.頃日本陸軍省は、韓国人を捕虜監視員として強制動員した。韓国人捕虜監視員は日本軍によって連合軍捕虜を監視する役割で利用され、日帝の敗北で終戦になった後 1945.10.から 1951.4.まで連合国による戦犯裁判を通じて、無念にもＢＣ級戦犯として処罰された。

イ、日本政府は本件協定締結以後、韓国人ＢＣ級戦犯に対するすべての賠償請求権が「完全かつ最終的に消滅」したと主張している反面、韓国政府は韓国人ＢＣ級戦犯の被害と関連して、日本の責任が本件協定によって消滅せずにそのまま残っているという事実を認めて、韓・日両国間にこれに関する解釈上の紛争が存在する。

ウ、本件協定第 3 条は協定の解釈及び実施に関する韓・日両国間に紛争がある場合、外交上経路や仲裁手続きによる解決方法を規定することによって、締約国に上記協定の解釈と関連した紛争解決義務を負担させているので、韓国政府には本件協定の解釈と関連した紛争の解決のための作為義務がある。

エ、韓国政府としては人間の尊厳と価値及び国家の基本的人権保障義務を宣言している憲法第 10 条等に立った作為義務があることにも、請求人の基本権を実効的に保障できる外交的保護措置や紛争解決手段の選択等具体的な措置を取らないでいるが、このような行政権力の不作為は憲法に背くことである。

4.本件の背景

本件を判断する前提として、本件の背景及び全体的経緯を先に調べることにする。

ア、 本件協定の締結経緯及びその後の補償処理過程

⑴解放後、韓国に進駐した米軍政当局は 1945.12.6.公布した軍政法令第 33 号で在韓旧日本財産を、その国有･私有を問わず米軍政庁に帰属させたし、このような旧日本財産は韓国政府樹立直後である 1948.9.20.に発効した「韓米間財政及び財産に関する最初の協定」として韓国政府に移譲された。

⑵一方、1951.9.8.サンフランシスコで締結された連合国と日本との平和条約では、韓国には日本に対して賠償を請求できる権利は認められず、ただ、上記条約第 4 条 a 項では日本の統治から離脱した地域の施政当局及び住民と日本及び日本国民間の財産上の債権・債務関係は、これら当局と日本間の特別取極で処理するということを、第 4 条 b 項では日本は前記地域において、米軍政当局が日本及び日本人の財産を処分したことを有効と認めることがそれぞれ規定された。

⑶上記条約第 4 条 a 項の趣旨により韓国及び韓国国民と日本及び日本国民間の財産上債権・債務関係を解決するために、1951.10.21.予備会談以後 1952.2.15.第 1 次韓日会談本会議が開かれ、韓国と日本の国交正常化のための会談が本格的に始まって以来、7 回の本会議とこれに伴う数十回の予備会談、政治会談及び各分科委員会別会議等を経て、1965.6.22.本件協定と漁業に関する協定、在日同胞の法的地位及び待遇に関する協定、文化財及び文化協力に関する協定等 4 個の付属協定が締結されるに至った。

⑷第 1 次韓日会談(1952.2.15.～4.25.)時、韓国政府は「韓日間財産及び請求権協定要綱 8 項目」(以下「8 個項目」という)を提示したが、これは 1. 韓国から搬出された古書籍、美術品、骨董品、その他国宝、地図原版及び地金、地銀を返還すること、2. 1945.8.9.現在の日本政府の対朝鮮総督府債務を返済すること、3. 1945.8.9.以後、韓国から振替または送金された金額を返還すること、4. 1945.8.9.現在、韓国に本社または主たる事務所がある法人の在日財産を返還すること、5. 韓国法人、または韓国自然人の日本及び日本国民に対する日本(国)債、公債、日本銀行券、被徴用韓国人の未収金、補償金及びその他韓国人の請求権を弁済すること、6. 韓国法人または韓国自然人所有の日本法人の株式またはその他証券を法的に認めること、7. 前記財産または請求権から発生した果実を返還すること、8. 前記返還及び決済は協定成立後、即時開始し、遅くとも 6 ヶ月以内に終了すること、の 8 個項目である。

⑸しかし第 1 次韓日会談は上記 8 個項目の請求権の主張に対応した日本側の対韓日本人財産請求権の主張により決裂し、以後独島問題及び平和線問題に対する見解の相違、「日本による 36 年間の韓国統治は韓国に有益なことだった」という日本側首席代表久保田妄言及び両国の政治的状況等によって、第 4 次韓日会談までは請求権問題に関する実質的議論がなされなかった。

⑹その後 8 個項目に対する実質的討議がなされたのは第 5 次韓日会談(1960.10.25.～1961.5.15.)だったが、8 個項目各項に対する日本側の立場は概して第 1 項と関連しては、地金及び地銀は合法的な手続きによって搬出したので返還の法的根拠がなく、第 2、3、4 項と関連しては、韓国が所有権を主張できるのは米軍政法令第 33 号が公布された 1945.12.6.以後のものに限り、第 5 項と関連しては、韓国側が個人の被害に対する補償問題を持ち出すことに強く反発して、韓国側に徹底した根拠の提示を要求、すなわち具体的な徴用、徴兵の人数や証拠資料を要求した。 このように第 5 次韓日会談の請求権委員会は 1961.5.16.軍事政変によって会談が中断されるまで、8 個項目の第 1 項から第 5 項まで討議が進行したが、根本的な認識の差異を確認しただけで、実質的な意見のすり合わせには失敗した。

⑺これに対し 1961.10.20.第 6 次韓日会談が再開された後は、請求権に対する細部的論議は期間だけ消耗し、解決がはるかに遠いという判断の下、政治的側面での接近が摸索された。1961.11.22.朴正熙・池田会談以後、1962.3.外相会談では韓国側の支払い要求額と日本側の支払い用意額を非公式的に提示することとな

り、その結果、韓国側の純弁済 7 億ドルに対し日本側の純返済 7 万 4,000 ドル及び借款 2 億ドルという差異が確認された。

(8)このような状況で、日本側は、当初より請求権に対する純弁済とすると法律関係と事実関係を厳格に詰めなければならないだけでなく、38 度線以南に限定されなければならないことから、その金額も少なくなり、韓国側が受諾できなくなるため、有償と無償の経済協力形式を取って金額を相当な程度まで上げ、その代わりに請求権を放棄しようと提案した。これに対し韓国側は、請求権に対する純弁済として受領しなければならない立場や問題を大局的見地から解決するために、請求権解決の枠の中で純弁済と無償支払いの 2 種の名目で解決することを初め主張し、その後再び譲歩して請求権解決の枠の中で、純弁済及び無償支払いの 2 種の名目でするものの、その金額をそれぞれ区分表示せずに、総額だけを表示する方法で解決することを提案した。

(9)以後、金鐘泌当時中央情報部長は日本で池田首相と 1 次、大平外相と前後 2 次にかけて会談し、大平外相との 1962.11.12.第 2 次会談時請求権問題の金額、支払細目及び条件等に関して、両国政府に建議する妥結案に関する原則的な合意をなし、具体的調整過程を経て、第 7 次韓日会談が進行中だった 1965.4.3.当時の外務部長官李東元と日本の外務大臣椎名間で、「韓日間の請求権問題解決及び経済協力に関する合意」が成立し、1965.6.22.名目を区分表示しないで日本が韓国に一定金額を無償及び借款として支払い、両締約国及びその国民(法人を含む)の財産、権利及び利益と両締約国及びその国民間の請求権に関する問題を完全かつ最終的に解決することを内容とする本件協定が締結された。

(10)その後韓国政府は 1966.2.19.旧「請求権資金の運用及び管理に対する法律」(1982.12.31.法律第 3613 号で廃止)を制定して、無償資金のうち民間補償の法律的根拠を用意し、以後 1971.1.19. 旧「対日民間請求権申告に関する法律」(1982.12.31.法律第 3614 号で廃止)を制定して補償申請を受付たが、その対象は日帝によって強制的に徴用・徴兵された者のうち、「死亡者」と上記会談過程で対日民間請求権者として議論されて周知されていた民事債権、または銀行預金債権等を有している「民事請求権保有者」に限定されており、その後 1974.12.21. 旧「対日民間請求権補償に関する法律」(1982.12.31.法律第 3615 号で廃止)を制定して 1975.7.1.から 1977.6.30.まで合計 91 億 8,769 万 3,000 ウォンを支給した。

(11)一方、本件協定の締結過程で韓国人 B C 級戦犯の問題は、1952.2.4.第 1 次韓日会談第 29 次在日韓国人法的地位委員会で初めて少しの間言及されただけでうやむやになり、その後も両国の間でまったく議論されなかったし、韓国人 B C 級戦犯に対する補償も 8 個項目請求権に明らかに含まれなかった。韓国政府が 2005.1.頃、本件請求権協定と関連した一部文書を公開して、その後構成された「韓日会談文書公開後続対策関連民官共同委員会「(以下「民官共同委員会」という)の公式意見でも言及されなかった。

イ、韓国人 B C 級戦犯に関する歴史的背景

(1)日帝の韓半島強制占領期当時、第 2 次世界大戦のうち日本軍部の連合軍を相手にした太平洋戦争遂行過程で、約 30 万人内外の英国・オランダ・オーストラリア・米国等連合軍兵士が日本軍により捕虜になった。日本軍部は大規模に発生した連合軍捕虜を収容・管理するため 1941.12.陸軍省に「捕虜情報局」を設置して、翌年 5 月から韓半島で韓国人を捕虜監視員として強制募集した。

(2)その結果、約 3,000 人余の韓国人が捕虜監視員として強制動員され、彼らは軍属の身分なのに釜山にある野口部隊に収容され 2 ヶ月間、射撃と銃剣術等の苛酷な軍事訓練を受けてインドネシア・フィリピン・ミャンマー・タイ等、東南アジア各国に散在していた連合国軍捕虜収容所に配置された。 韓国人捕虜監視員は下級軍属として働きながら、上官である日本軍将校と副士官の命令にしたがって連合軍捕虜を監視・統制した。

(3)第 2 次世界大戦が連合軍の勝利で終わる頃、1943.10.モスクワに連合国の代表が集まり、戦争が終わった後で主な戦争犯罪者を処罰することを決めた「ドイツの残虐行為に関する宣言」を発表する等、敗戦国であるドイツと日本の戦犯の処理に関する議論が始まり、1945.7.26.米国・英国・中国等の首脳が集まって発表した「ポツダム宣言」を通じて、敗戦国に対する戦犯処罰問題が本格的に議論された。続いて米国・英国・フランス・旧ソ連の 4 ヶ国会議がロンドンで開かれ、1945.8.8.「重大戦争犯罪人の訴追及び処罰に関する協定」が公布されたが、この協定に付属した国際軍事裁判所憲章が、実際にニュルンベルク戦犯裁判でドイツの戦犯訴追と処罰の法的根拠になった。

一方、米国合同参謀本部は連合国軍最高司令部に日本戦犯容疑者に対する起訴と裁判所設置に関する指示を命令し、この指示により極東連合国軍最高司令部は司令部一般命令で極東国際軍事裁判所憲章を公布して、この憲章により 1946.5.3.日本の戦犯を処罰するための極東国際軍事裁判所(International Military Tribunal for the Far East、いわゆる「東京戦犯裁判」)が東京で開廷された。

(4)連合国が制定した国際軍事裁判所憲章第 6 条及び極東国際軍事裁判所憲章第 5 条は戦争犯罪の形態を「A 項:平和に反する罪」、「B 項:通常の戦争犯罪」、「C 項:人道に反する罪」の三つ形態に区分し、このうち侵略戦争を起こした国家指導者らが平和に反する罪を犯した場合を「A 級戦犯」、その他 B 項と C 項の罪を犯した者を「B C 級戦犯」と呼ぶことになった。また極東国際軍事裁判所憲章第 6 条では、これらの犯罪と関連して被告人が公務上の地位、あるいは被告人が自身の政府機関または商社の命令により行為をした事実は免責理由にならず、ただ刑の鑑定理由になると規定していた。第 2 次世界大戦が終わった後、A 級戦犯は

ドイツのニュルンベルク戦犯裁判及び日本の東京戦犯裁判を通じて処罰を受けた反面、B C 級戦犯は連合国である米国、英国、オランダ、オーストラリア、中国等該当戦犯被害者の国家でなされた戦犯裁判を通じて処罰された。

(5) B C 級戦犯として処罰された韓国人名簿を確認できる資料としては、日本の厚生省引揚援護局で1955.12.1.作成した「韓国、台湾出身戦争裁判受刑者名簿」がある。この資料によれば終戦後、連合国による国際戦犯裁判に回付され、連合軍捕虜を虐待した等の理由で戦犯と認定されて処罰を受けた韓国人は合計148 人であったが、そのうち 129 人の韓国人捕虜監視員の中で 14 人が死刑にされ、115 人が有期懲役刑に処された。

(6)第 2 次世界大戦終戦の頃、戦犯裁判をした各国の刑務所に収監されていた韓国人 B C 級戦犯は 1950年、日本の巣鴨刑務所に移送され、残った刑期まで収監され仮釈放された。巣鴨刑務所を出所した韓国人 B C 級戦犯は 1955.4.1.「同進会」という会を結成し、日本政府を相手に「基本的人権及び生活権確保」及び自分たちが被った被害に対する国家補償等を受けるために持続的な闘争を行ってきたし、日本政府から若干の支援を受け取ったりしたが、以後補償責任を否定する日本政府の頑強な態度によって特別な成果は上げられなかった。逆に 1965.6.22.本件協定が締結された以後、日本政府の内閣総理大臣小泉純一郎は福島瑞穂参議院議員の提起した「韓国・朝鮮人 B C 級戦犯者等に対する人道的措置に関する質問主意書」に対する 2006.6.20.付答弁書を通じて本件協定第 2 条第 1 項及び第 3 項に言及し、内閣総理大臣安倍晋三もまた有田芳生参議院議員が提起した「韓国人 BC 級戦犯問題に関する質問主意書」に対する 2014.2.4.付答弁書で本件協定第 2 条第 1 項に言及する等、韓国人 B C 級戦犯がこうむった被害に対する責任を否定するような態度を見せたりした。

(7)一方韓国は 2004.3.5.日帝強制占領下強制動員被害の真相を糾明し歴史の真実を明らかにすることを目的に「日帝強制占領下強制動員被害真相究明等に関する特別法」(以下「真相究明法」という)を制定した。上記法律とその施行令にしたがって、日帝強制占領下強制動員被害真相究明委員会(以下「真相究明委員会」という)が設置され、「日帝強制占領下強制動員被害」に対する調査が全面的になされ、その結果韓国人 B C 級戦犯が「強制動員の被害者または犠牲者」として認められた。以後、本件協定と関連して国家が太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者とその遺族等に人道的次元から慰労金等を支援するために「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」(以下「太平洋戦争犠牲者支援法」という)が 2007.12.10.制定され、これに沿って請求人の中、姜道元、朴粉子、卞光洙、朴一濬、鄭昌洙は、遺族として慰労金を支給された。一方、2010.3.22.真相究明法と太平洋戦争犠牲者支援法を廃止する代わりに、二つの法を合わせた「対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法」が制定された。

(8)現在まで韓国政府は韓国人 B C 級戦犯に対する被害補償問題は本件協定とは関連がなく、日本が責任を負って主導的に解決しなければならない問題であるという立場から、[別紙 2]記載のように 2010 年頃から、外交的経路を通じて日本において主導的に韓国人 B C 級戦犯補償に関する立法等をして解決してくれることを、持続的に要求してきた。

5.判断

ア、裁判官ユ・ナムソク、裁判官イ・ソンエ、裁判官イ・ヨンジン、裁判官ムン・ヒョンベの却下意見

(1)行政府作為に対する憲法訴訟

(ア)行政権力の不作為に対する憲法訴訟は公権力の主体に、憲法から由来する作為義務が特に具体的に規定され、これにより基本権の主体が行政行為ないし公権力の行使を請求できるが、公権力の主体がその義務を懈怠にする場合に限って許される。上で述べる「公権力の主体に、憲法から由来する作為義務が特に具体的に規定され」が意味することは、最初に、憲法上明文で公権力主体の作為義務が規定されている場合、二番目、憲法の解釈上、公権力主体の作為義務が導き出される場合、三番目、公権力主体の作為義務が法令に具体的に規定されている場合、等を包括していると見ることができる(憲法裁判所 2011.8.30.2006 憲マ 788)。

(イ)憲法前文、第 2 条第 2 項、第 10 条と本件協定第 3 条の文言に照らしてみる時、被請求人が日帝強制占領期の反人道的不法行為による被害に対する賠償と関連して、本件協定第 3 条により紛争解決の手続きに進む義務は、日本によって強行された組織的で持続的な不法行為によって、人間の尊厳と価値を深刻に毀損された自国民が賠償請求権を実現するように協力して保護しなければならない憲法的要請によったもので、その義務の履行がなければ請求人の基本権が重大に侵害される可能性があるので、被請求人の作為義務は憲法から由来する作為義務として、それが法令に具体的に規定されている場合といえるだろう(憲法裁判所 2011.8.30.2006 憲マ 788 参照)。しかし仮に公権力の主体に対して上記のとおり本件協定第 3 条により紛争解決手続きに進むべき作為義務が認められないのであれば、憲法訴願は不適法になる。

(ウ)本件で請求人が主張する被害は、大きく、韓国人 B C 級戦犯が国際戦犯裁判に伴う処罰でこうむった被害の部分(以下'国際戦犯裁判に伴う処罰による被害'という)と、その他の日帝の強制動員で日帝による反人道的で不法な行為によってこうむった被害の部分(以下'日帝の強制動員による被害'という)とに分けて見ることができる。以下では各被害と関連して被請求人が本件協定第 3 条による紛争解決手続きに進まなければならない作為義務が存在するのかどうかを検討する。

(2)国際戦犯裁判に伴う処罰による被害の部分

(ア)具体的判断

1)韓国人ＢＣ級戦犯は日帝強制占領期、太平洋戦争に強制動員されて東南アジア地域に散在していた連合軍捕虜収容所に配置され、日本軍の命令に従って連合軍捕虜を監視・監督する捕虜監視員として働いた。以後第 2 次世界大戦が終了する頃、戦勝国である米国、英国、フランス、旧ソ連の主導で設立された国際戦犯裁判所に回付され、捕虜監視員として連合軍捕虜を暴行したり虐待した等の理由でＢＣ級戦犯に認定されて処罰された。ところで韓国人ＢＣ級戦犯が国際戦犯裁判を通じて受けた処罰による被害補償と関連して、本件協定の対象に見ることができるか調べる必要がある。

2)第 2 次世界大戦以後戦勝国を中心に成り立った国際戦犯裁判が敗戦国の不法行為だけを扱ったという点から、「勝者の正義」という批判があったりしたが、ドイツのナチ戦犯を処罰したニュルンベルク裁判と日帝戦犯を処罰した東京裁判等を通して、個人が他国を侵略する戦争を計画・主導したり参加した「侵略に対する犯罪」、戦争期間中、民間人を相手に殺人・集団虐殺・虐待・奴隷化等のような反人道的行為をした「反人道的犯罪」、または、捕虜の殺害や虐待等と同じ戦争に関する法律や慣習を違反した「戦争犯罪」を犯した場合、国際戦犯裁判を通じて処罰しなければならないという国際法的原則が成立した。このような国際戦犯裁判に関する国際法的原則は 1946 年国際連合(United Nations、以下「国連」という) 総会で、「ニュルンベルク憲章によって承認された国際法の原則らと同裁判所の判決を確認するための決議」を全員一致で採択することにより、国際慣習法として確立した。これを契機に 1948 年、国連総会で「集団殺害罪の防止と処罰に関する協約(Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide)」が採択され、国連が 1998.6.15.開催した「国際刑事裁判所設立に関する国連全権外交会の(United Nations Diplomatic Conference of Plenipotentiaries on the Establishment of an International Criminal Court)」で採択された「国際刑事裁判所に関するローマ規定(Rome Statute of the International Criminal Court)」に基づいて集団殺害犯罪、反人道的犯罪、戦争犯罪、侵略犯罪等を扱う国際刑事裁判所(ICC)が設置された。

このような国際的状況に照らしてみる時、独立した主権を持っている国家といっても国際社会の構成員として個人戦犯に関する国際戦犯裁判所判決の権威と効力を尊重することが、今日の国際社会で通用する規範的秩序といえるだろう。

3)韓国の憲法前文は「外には恒久的な世界平和と人類共栄に尽くすことで」と明示し国際平和主義を明らかにしていて、第 5 条第 1 項で「大韓民国は国際平和の維持に努力し、侵略的戦争を否認する」と規定して、「侵略戦争の禁止」という国際法上の原則を憲法に受け入れ、第 6 条第 1 項で「憲法によって締結・公布された条約と一般的に承認された国際法規は国内法と同じ効力を持つ」、同条第 2 項で「外国人は国際法と条約が決めるところによってその地位が保障される」と各規定し、国際法秩序の尊重を憲法で明示している。

前でみたように、国際社会で個人が行った侵略に対する犯罪、反人道的犯罪、戦争犯罪等に対し国際戦犯裁判を通じて処罰するのは確立された国際慣習法として一般的に承認された国際法規に該当して国内法と同じ効力を持つ。進んでわが国は国連が採択した‘集団殺害罪の防止と処罰に関する協約’に対し 1950.9.4.国会同意を経て 1951.1.12.条約第 1382 号で発効したし、「国際刑事裁判所に関するローマ規定」に対しても 2002.11.8.国会同意を経て 2003.2.1.条約第 1619 号で発効した。 合わせて 2007.12.21.法律第 8719 号で「国際刑事裁判所管轄犯罪の処罰等に関する法律」を制定して、国際刑事裁判所の管轄である集団殺害罪(第 8 条), 人道に反する罪(第 9 条)、人に対する戦争犯罪(第 10 条)、財産及び権利に対する戦争犯罪(第 11 条)、人道的活動や識別標章等に関する戦争犯罪(第 12 条)、禁止された方法による戦争犯罪(第 13 条)及び禁止された武器を使った戦争犯罪(第 14 条)等を国際刑事裁判所と協力して国内で処罰できる法的根拠まで用意した。

このようにわが国が国際社会の構成員として、個人が犯した侵略犯罪、反人道的犯罪及び戦争犯罪等に対し国際社会の裁判を通じて処罰しなければならないという国際慣習法に関する条約を、国会の同意を経て積極的に受け入れ、別途の法制定を通じてこれを国内法体系に編入した事情に照らしてみる時、国内のすべての国家機関は憲法と法律に基づいて国際戦犯裁判所の国際法的地位と判決の効力を尊重しなければならない義務があるといえるだろう。

4)憲法裁判所は日本軍慰安婦被害者及び原爆被害者が日本政府に対して持つ日帝の反人道的不法行為による賠償請求権の消滅の有無に関して、韓国政府と日本政府の間の解釈上の紛争が存在するので、本件協定第3条が定めた手順にしたがって解決しない被請求人の不作為が違憲と決めたし(憲法裁判所 2011.8.30.2006 憲マ 788;憲法裁判所 2011.8.30.2008 憲マ 648 各参照)、大法院もまた強制動員被害者が持つ日帝の反人道的不法行為による損害賠償請求権が本件協定によって消滅したことではないとの趣旨で判示した(大法院 2018.10.30.宣告 2013 みな 61381 全員合議体判決参照). このような憲法裁判所の決定及び大法院の判決によれば、本件協定に関する議論の対象は日帝強制占領期の日帝の行為といえるだろう。

5)日帝強制占領期、韓半島で生きた韓国民が日本の不法で暴力的な圧制に苦しめられていた状況で韓国人ＢＣ級戦犯は正しくなされた説明や教育も受けられないまま捕虜監視員で強制動員されて日本軍の命令にしたがって連合軍捕虜を監視・監督して国際戦犯裁判に回付されて正しくなされた通訳及び弁護人等を提供受けられないまま処罰を受けた残念な歴史的事実は認められる。

しかし日本軍慰安婦被害者や原爆被害者の場合とは違って、韓国人ＢＣ級戦犯には国際戦犯裁判所の裁判

を通じてＢＣ級戦犯と認定され、処罰された特別な被害が存在する。そしてこのような国際戦犯裁判所の判決は国際法的に有効で被請求人をはじめとする、国内の国家機関が尊重することは先んじてみたことと同じである。

したがって韓国人ＢＣ級戦犯が国際戦犯裁判所の判決に伴う処罰でこうむった被害に対する補償問題を、日本軍慰安婦被害者や原爆被害者等が持つ日帝の反人道的不法行為による賠償請求権の問題と、同じカテゴリーに扱うことは難しい。

6)上記の事情を本件協定締結の経緯及び内容に照らして総合的に考慮すれば、国際法的にも国内法的にも有効に承認される国際戦犯裁判所の判決にともなう処罰を受けたことで生じた韓国人ＢＣ級戦犯被害補償問題は初めから本件協定の対象になると見難い。

(イ)小結

請求人の被相続人をはじめ、韓国人ＢＣ級戦犯が国際戦犯裁判所の判決にともなう処罰によってこうむった被害に対する補償問題は本件協定とは関連がないので、被請求人に本件協定第３条に伴う紛争解決手続きに進まなければならない、具体的作為義務が認められると見難い。 したがってこれと関連した審判請求は不適法である。

(3)その他の日帝の強制動員においてこうむった被害の部分

(ア)日帝の強制動員による被害

日帝強制占領期、日帝は太平洋戦争に利用するために韓半島で朝鮮総督府及び親日派要人等による脅迫・懐柔・欺罔等の方法を使って、韓国人捕虜監視員を強制的に募集した。日帝は釜山にある野口部隊に韓国人捕虜監視員を集めて、頻繁な暴行等反人道的な方式で苛酷な軍事教育をさせた後、東南アジア各国に設置された連合軍捕虜収容所に彼らを配置して日本人関係の強圧的で暴力的な命令にしたがって、連合軍捕虜を監視・監督する業務を遂行するように強要した。このように当時韓国人ＢＣ級戦犯が処せられた不幸な歴史的状況を考慮すれば、韓国人ＢＣ級戦犯には国際戦犯裁判でＢＣ級戦犯と認定されて受けた処罰による被害の外にも、その他の日帝によって強制動員されて捕虜監視が強制されて行われた日帝の反人道的不法行為によってこうむった被害も十分に存在したといえるだろう。そして先で調べた日本軍慰安婦被害者及び原爆被害者に関する憲法裁判所決定に照らしてみれば、国際戦犯裁判に伴う処罰による被害とは違って、韓国人ＢＣ級戦犯に対する日帝の強制動員による被害問題は本件協定とも関連があると見ることができる。したがって以下では韓国人ＢＣ級戦犯に発生した日帝の強制動員による被害と関連して、被請求人の本件協定第３条に伴う紛争解決手続きに進まなければならない作為義務が認められるのかどうかを検討する。

(イ)紛争の未成熟による被請求人の作為義務不認定

1)本件協定第３条は本件協定の解釈及び実施に関してわが国と日本間に紛争が発生した場合、政府はこれに伴い、1次的には外交上経路を通じて、2次的には仲裁によって解決するように規定している。したがって日帝の強制動員による被害問題と関連して被請求人に本件協定第３条に伴う紛争解決手続きに進む作為義務が付与されるためには、その前提として日帝の強制動員による被害に対する日本の責任と関連して韓国と日本の間に本件協定の解釈及び実施に関する紛争が成熟して現実的に存在しなければならない。このような紛争の現実的存在の有無は被害当事者の意志、本件協定の締結過程とその後の状況、そして日本の責任に対する韓国政府と日本政府の立場及び態度のような歴史的状況を総合的に考慮して判断しなければならない。

2)本件記録によれば次のような事情が分かる。

最初に、請求人は日本を相手に提起した各種訴訟及び闘争で韓国人ＢＣ級戦犯問題と関連して国際戦犯裁判でＢＣ級戦犯と認定されて受けた処罰による被害問題に集中してきたと見られる。 国内の韓国人ＢＣ級戦犯に関する議論もこれらが国際戦犯裁判所で戦犯と認定されて処罰を受けた問題を主に扱っていたものとみられる。

二つ目として、日本に居住する韓国人ＢＣ級戦犯で構成された「同進会」団体も日本政府を相手に自分たちが国際戦犯裁判所でＢＣ級戦犯と認定されて処罰を受けた被害に対して補償することを要求し、日本政府はこのような同進会の要求を一部受け入れ、1950年中盤から1960年の間に国際戦犯裁判所判決で処罰を受けた韓国人ＢＣ級戦犯に支援金として帰還手当、慰労金及び生活資金等を支給したことがある。

しかし、本件協定が締結された以後には日本政府の内閣総理大臣小泉純一郎と安倍晋三は議会答弁を通じて韓国人ＢＣ級戦犯がこうむった被害に対する日本の責任を否定するような態度を見せたりもした。

三つ目として、韓国政府は原則的に国際戦犯裁判による処罰で被害をこうむった韓国人ＢＣ級戦犯問題は本件協定とは関係がなく日本が主導的に責任を負わなければならない問題という態度を取って、2010年頃から日本側に外交的経路を通じて立法等を通した解決を持続的に促してきた。

3)上記のような事情を総合すれば、韓国人ＢＣ級戦犯当事者はもちろん韓国政府と日本政府のいずれも韓国人ＢＣ級戦犯が国際戦犯裁判所で処罰を受けてこうむった被害を中心に問題意識を共有していたし、これと関連した日本の責任と関連して韓国と日本の間の意見対立があった事実は認められる(ただし国際戦犯裁判所判決に伴う処罰による被害補償問題は初めから本件協定の対象にならないことは先んじてみたことと同じ)。しかし、その他日帝の強制動員による被害責任まで韓国と日本が相互認識しており、このような被害に対する日本の責任と関連して本件協定の解釈及び実施に関する両国間の紛争が存在するのかどうかは、国

際戦犯裁判によってＢＣ級戦犯になることで、処刑等で受けた損害の補償問題について集中的に要求した請求人の意思に注目して、日帝の強制動員による被害問題に関する韓国政府と日本政府の立場と態度を考慮しても、相変らず不透明である。

4)それゆえ、少なくとも請求人の被相続人をはじめとする韓国人ＢＣ級戦犯に対する日帝の強制動員による被害に関する日本の責任と関連して、韓国と日本の間に本件協定解釈及び実施上の紛争が成熟して現実的に存在すると結論を下し難い。したがって被請求人に本件協定第 3 条に伴う紛争解決手続きに進まなければならない作為義務が認められると見難い。

(ウ)公権力の不行使可否

1)もし韓国人ＢＣ級戦犯問題と関連してその間被害当事者である韓国人 BC 級戦犯だけでなく韓国政府と日本政府が国際戦犯裁判所の処罰で引き起こされた被害と共に日帝の強制動員による被害問題まで認識し、これに対する日本の責任と関連して韓国と日本の間の本件協定解釈及び実施に関する紛争が実際に存在すると見るならば、日本によって強行された組織的で持続的な不法行為によって人間の尊厳と価値を深刻にき損された自国民の請求権を実現して保護しなければならない憲法上の要請にしたがって、被請求人に本件協定第 3 条に伴う紛争解決手続きに進まなければならない作為義務が存在するとも見ることができる(憲法裁判所 2019.12.27.2012 憲マ 939 参照)。しかし、このような立場を取っても、被請求人が韓国人ＢＣ級戦犯のために[別紙 2]に記載された外交的措置を履行したので、その作為義務を不履行したと見ることはできない。 その理由は次のとおりである。

2)憲法裁判所は日本軍慰安婦被害者に関する憲法裁判所 2011.8.30.2006 憲マ 788 決定で、本件協定第 3 条と関連した被請求人の作為義務に対し説示したことがある。すなわち「本件で問題になる公権力の不行使は本件協定によって、日本軍慰安婦被害者の日本に対する賠償請求権が消滅したのかどうかに関する解釈上の紛争を解決するために、本件協定第 3 条の紛争解決手続きに進む義務の不履行を示すこと」と判示して被請求人の作為義務を‘本件協定第 3 条に伴う紛争解決手続きに進む義務’で限定している。ただし、外交関係で被請求人の広範囲な裁量を考慮すれば、そういう作為義務履行は履行行為それ自体だけを示すことであってこれを通じて請求人が望む結果まで保障する履行を意味するのではない。被請求人が請求人が望む水準の積極的な努力を広げなかったといっても本件協定第 3 条に伴う紛争解決手続きをいつ、どのように履行するのかに関しては、国家ごとに価値と法律を互いに別にした国際環境で国家と国家間の関係を争う外交行為の特性と本件協定第 3 条第 1 項、第 2 項がいずれも外交行為を必要とする点を考慮すれば、被請求人に相当な裁量が認められる(憲法裁判所 2019.12.27.2012 憲マ 939 参照)。

3)韓国は真相究明法にしたがって設置された真相究明委員会の調査を通じて請求人の被相続人をはじめとする韓国人ＢＣ級戦犯を「強制動員被害者または犠牲者」と認め、本件協定と関連して国外強制動員犠牲者とその遺族等に慰労金を支援する目的で「太平洋戦争犠牲者支援法」を制定して(第 1 条参照)、一部請求人に慰労金を支給した。併せて、被請求人は[別紙 2]記載のように、外交的経路を通じて数回日本の議員に会ったり、韓日間の局長及び課長級協議を進め、韓国人ＢＣ級戦犯に対する補償立法等を通した解決を持続的に促してきた(以下「外交的措置」という)。

4)それゆえ、韓国政府が韓国人ＢＣ級戦犯を強制動員被害者または犠牲者と認定し、その遺族に慰労金を支給した態度に合わせて被請求人が韓国人ＢＣ級戦犯を日帝強制占領期の歴史的な犠牲者と見て、その問題解決のために外交的措置を履行したと見ることができ、被請求人の広範囲な裁量を考慮すると、広い意味で日帝の強制動員による被害に対する日本の責任と関連して存在することもできる韓国と日本の間の本件協定の解釈及び実施に関する紛争を本件協定第 3 条にしたがって、外交的に解決しようと努力したと見ることができる。国際戦犯裁判所の判決に伴う処罰を受けてできた被害の補償問題が請求人の主な関心事であり、請求人が主張する損害の中、国際戦犯裁判に伴う処罰でこうむった被害が日帝の強制動員による被害を受けてずば抜けて大きい点まで考慮する時、たとえ被請求人が請求人の期待ほどに韓国人ＢＣ級戦犯問題に関する迅速で積極的な外交的措置を取らなかったとしても、被請求人が本件協定第 3 条上、紛争解決手続き履行に関する作為義務を履行しなかった不作為状態にあるとは見なし難い。

(エ)小結

国際戦犯裁判とは関係なく、韓国人ＢＣ級戦犯が日帝の強制動員によって受けた被害に対する日本の責任と関連して、韓国と日本の間に本件協定の解釈及び実施に関する紛争が成熟して、現実に存在していると見ることはできない。たとえ日帝の強制動員による被害に対する日本の責任と関連して、韓国と日本の間に本件協定の解釈及び実施に関する紛争が現実的に存在し、これにより本件協定第 3 条に沿って紛争解決に進む被請求人の作為義務が認められると見ても、被請求人が持続的に履行した[別紙 2]記載外交的措置を考慮すれば、作為義務の不履行があったと見ることはできない。

したがってどこから見ても、韓国人戦犯に対する日帝の強制動員による被害と関連して、本件審判請求は不適法である。

(4)小結論

本件審判請求の中、国際戦犯裁判による処罰による被害の部分は本件協定と関係がないので、被請求人に本件協定第 3 条に伴う紛争解決手続きに進むべき具体的作為義務が認められると見難い。 また日帝の強制動

員による被害の部分と関連して、韓国と日本の間に本件協定の解釈に関する紛争が現実的に存在するとは見難いので、被請求人に本件協定第 3 条に伴う紛争解決手続きに進む作為義務があるとは見難く、たとえ韓国と日本の間に本件協定解釈上の紛争が存在するといっても、被請求人は[別紙 2]記載のような外交的措置を通じてその作為義務を履行したと見られる。したがって本件審判請求はすべて不適法なので、却下するのが妥当である。

イ、裁判官イ・ジョンソクの却下意見

私は次のような理由から、本件審判請求がすべて不適法なので却下しなければならないと考える。

⑴行政府作為の憲法訴訟対象性

憲法裁判所法第 68 条第 1 項によれば､公権力の行使だけでなく公権力の不行使も憲法訴訟の対象になることができるが、その公権力の不行使によって基本権を侵害受けた者が上記憲法訴訟を提起する資格があるので、行政権力の不作為に対する憲法訴訟は公権力の主体に憲法から由来する作為義務が特に具体的に規定され、これに基づいて基本権の主体が行政行為ないし公権力の行使を請求できることにも、公権力の主体がその義務について懈怠な場合に限って許される。

ここで言う「公権力の主体に憲法から由来する作為義務が、特に具体的に規定されて」とは、憲法上明文で作為義務を規定していたり、憲法の解釈上作為義務が導き出されたり、法令に具体的に作為義務が規定されている場合を言う(憲法裁判所 2004.10.28.2003 憲マ 898;憲法裁判所 2018.3.29.2016 憲マ 795 参照)。また、このような公権力主体の具体的作為義務は「基本権の主体である国民に対する」義務を意味する(憲法裁判所 1991.9.16.89 憲マ 163;憲法裁判所 2000.3.30.98 憲マ 206 等参照)。

⑵被請求人に本件協定第 3 条が定めた手続きにより解決しなければならない、憲法上の作為義務が認められるのかどうか

(ア)まず、憲法第 10 条、第 2 条第 2 項、前文の規定自体、またはその解釈によって「憲法から由来する具体的作為義務」が導き出されるかを見る。

「国民の不可侵の人権を確認し、これを保障する義務」を規定した憲法第 10 条、「法律が決めるところによって在外国民を保護する義務」を規定した憲法第 2 条第 2 項は、国家が国民に対し基本権保障及び保護義務を負担するという国家の一般的・抽象的義務を規定しただけで、その条項自体から国民のためのいかなる具体的な行為をしなければならないかという、国家の作為義務は導き出されない。憲法前文が国家的課題と国家的秩序形成に関する指導理念・指導原理を規定して国家の基本的価値秩序に関する国民的合意を規範化したものとして、最高規範性を持ち、法令解釈と立法の指針になる規範的効力を有しているが、それ自体から国家の国民に対する具体的な作為義務が導き出せるものではないので、「3・1 運動で建設された、大韓民国臨時政府の法の正統を継承」するという憲法前文の文言からも、国民のためにどのような具体的行為をなすべきであるのかとの国家の作為義務は導き出されない(憲法裁判所 1998.5.28.97 憲マ 282;憲法裁判所 2000.3.30.98 憲マ 206;憲法裁判所 2005.6.30.2004 憲マ 859 等参照)。したがって憲法第 10 条、第 2 条第 2 項、憲法前文だけでは、請求人に対し国家がどんな行為をしなければならないのかという具体的な作為義務を導き出すことはできない(憲法裁判所 2019.12.27.2012 憲マ 939 裁判官リ・ジョンソクの個別意見参照)。

(イ)次に、本件協定第 3 条に規定された紛争解決手続きに関する条項が、上でいう「法令に具体的に作為義務が規定されている」ケースに該当し、「憲法から由来する作為義務」が導き出されるかどうかに関してみる。

1)まず、法令に具体的に作為義務が規定されている場合での、「法令に規定された具体的作為義務」というのは、国家が国民に対し特定の作為義務を負担するという内容が法令に記載された場合を意味する(憲法裁判所 2000.3.30.98 憲マ 206)。これは国家が上のような具体的作為義務を履行しないことによって基本権を侵害されたと主張する憲法訴願において、基本権侵害の可能性ないし因果関係を認めるためにも当然要求される前提である。

基本的に国会が制定する法律や、国民に対し拘束力を持つ行政法規に具体的な権利を国民に付与する内容があるならば、これは「法令に具体的に作為義務が規定された場合」に該当すると見ることができる。行政権力の不作為に対する憲法訴願審判で、憲法裁判所は該当法令に問題になった具体的作為義務が行政権力の国民に対する羈束行為として規定されていたり(憲法裁判所 1998.7.16.96 憲マ 246;憲法裁判所 2004.5.27.2003 憲マ 851 参照)、裁量行為として規定されているが公権力不行使の結果請求人に対する基本権侵害の程度が顕著である等(憲法裁判所 1995.7.21.94 憲マ 136 参照)の理由から羈束行為と解釈しなければならない時に、具体的作為義務を認めており、反対に純粋な行政庁の裁量行為として規定されている場合には請求人に対する具体的作為義務が認められないと判断した(憲法裁判所 2005.6.30.2004 憲マ 859)。

だが、本件協定と同じ条約、その他外交文書で、締約国が互いにどのような方式で紛争を解決するかという内容と手続きが規定されているなら、これは基本的に締約国当事者間で締約相手方に対して負担することを前提に用意されたことなので、一定の義務事項が記載されていたとしても、締約国当事者が相手方国家に対し要求できるだけである。したがって「条約に基づいて自国が、相手方の国に対し取れる条約上の権利義務を履行せよ」と自国政府に要求できるためには、「そういう要求ができる権利を自国民に付与する内容」の

具体的文面が、該当条約に記載されていなければならないだろう。条約にそのような内容の明示的文面がない以上、該当条約が国民の権利関係を対象にしているという理由だけで、条約上定められた手続き上の措置を取ることを自国政府に要求する権利は発生しないと見なければならない。

本件協定は、両国間または、一国政府と他国国民間、両国国民相互間の「財産、権利、利益、請求権」に関する問題を対象にしているが(本件協定第 2 条第 1 項)、本件協定が関連国国民に本件協定第 3 条上の紛争解決手続きに進むことを要求できる権利を付与していない以上、個別国民に上記協定上紛争解決手続きを履行せよと自国政府に対し要求する具体的権利が認められることはできない。

したがって、本件協定内容を根拠に、国家の国民に対する具体的作為義務を導き出すことはできないし、これは本件協定と憲法第 10 条、第 2 条第 2 項、憲法前文を総合してみても同じである(憲法裁判所 2011.8.30.2006 憲マ 788 裁判官イ・ガングク、裁判官ミン・ヒョンギ、裁判官イ・ドンフプの反対意見 ; 憲法裁判所 2019.12.27.2012 憲マ 939 裁判官イ・ジョンソクの別個意見参照)。

2)次に、本件協定第 3 条が規定している内容自体に照らしてみる時、「本件協定の解釈に関する紛争を解決するために、第 3 条の規定に伴う外交行為をする作為義務」というものが、「具体的な」行為をしなければならない「義務」と見ることもできない。

①本件協定第 3 条は、「本協定の解釈及び実施に関する両締約国間の紛争は、まず外交上の経路を通じて解決する。」(第 1 項)、「1.の規定によって解決できなかった紛争は、どちらか一方の締約国の政府が他方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する公式書簡を受け付けた日から…で構成される仲裁委員会に決定のために回付する。」(第 2 項)と規定している。 どの条項にも、紛争があれば「必ず」外交的解決手続きに進まなければならなかったり、外交的解決が膠着状態に陥る場合「必ず」仲裁手続きを申請しなければならないという、「義務的」内容は記載されていない。「外交上の経路を通じて解決する。」という文面は、外交的に解決しようという両締約国の間の外交的約束以上を意味すると解釈することはできない。「仲裁委員会に決定のために回付する。」というのもまた、「仲裁を要請する公式書簡が受け取られれば」回付されることだが、どの文面にも仲裁を要請しなければならないという「義務的」要素が入っていると解釈するほどの根拠は発見できない。結局、本件協定第 3 条第 1 項、第 2 項のどこにも、外交上解決手続きに進まなければならない「義務」、外交上解決しなければ仲裁手続きに進まなければならない「義務」があると解釈することはできない(憲法裁判所 2011.8.30.2006 憲マ 788 裁判官イ・ガングク、裁判官ミン・ヒョンギ、裁判官イ・ドンフプの反対意見;憲法裁判所 2019.12.27.2012 憲マ 939 裁判官イ・ジョンソクの別個意見参照)。

②進んで本件協定第 3 条が規定している「外交的解決」、「仲裁手続き回付」に、何か義務性があると見るとしても、それが「具体的な」作為を内容とするものと見るのも難しい。

本件協定から「外交上の経路を通じて解決する義務」が導き出されるとしても、これは国家の基本権保障義務、在外国民保護義務、伝統文化の継承・発展と民族文化の発達に努力する国家の義務、身体障害者等の福祉向上のために努力しなければならない国家の義務、保健に関する国家の保護義務と同じように、国家が継続して追求しなければならない義務だが、それ自体では一般的・抽象的義務水準に過ぎないだけである。このような国家の一般的・抽象的義務は、それ自体が「具体的な」、すなわち「ある特定の内容」の作為義務ではないので、たとえ憲法に明示的な文言として記載されていたとしても、国民が国家に対しその義務の履行を直接手に入れることができる、「具体的な」作為義務に変えることはできない(憲法裁判所 2011.8.30.2006 憲マ 788 裁判官イ・ガングク、裁判官ミン・ヒョンギ、裁判官イ・ドンフプの反対意見;憲法裁判所 2019.12.27.2012 憲マ 939 裁判官イ・ジョンソクの別個意見参照).

(3)小結論

以上のように被請求人に、請求人が主張するような憲法上の作為義務を認定できないので、請求人が争う不作為は憲法訴願の対象になる、「公権力の不行使」ということはできない。これを対象にした本件審判請求は、すべて不適法である。

6.結論

その理由構成は違うが、関与した裁判官の過半数である 5 人が本件審判請求が不適合で、これを却下するということに意見を共にするので、主文のように決める。この決定には以下 7.のように、裁判官イ・ソクテ、裁判官イ・ウンエ、裁判官キム・ギヨン、裁判官イ・ミソンの日帝の強制動員による被害の部分請求に関する反対意見がある。

7.裁判官イ・ソクテ、裁判官イ・ウンエ、裁判官キム・ギヨン、裁判官イ・ミソンの、日帝の強制動員による被害の部分請求に関する反対意見

私たちは多数意見のうち日帝強制占領期、強制動員された韓国人 B C 級戦犯がこうむった被害のうち、国際戦犯裁判に伴う処罰による被害の部分は本件協定とは関連がなく、被請求人に本件協定第 3 条に伴う紛争解決手続きに進む作為義務が認定されないという意見には賛成する。しかし韓国人 B C 級戦犯が日帝の不法な強制動員によってこうむった被害と関連して、本件協定第 2 条第 1 項の対日請求権に含まれるのかどうかに関する、韓国と日本の間に本件協定の解釈上紛争が存在して、被請求人に本件協定第 3 条に伴う紛争解決

手続きに進む作為義務が認められ、それでも被請求人がその作為義務を履行しないのは請求人の基本権を侵害して違憲と考える。その理由は次のとおりである。

ア、日帝の強制動員による被害の性格

日帝強制占領期、韓半島で生きた韓国人が日本の不法で暴力的な圧制に苦しめられていた状況で、韓国人B C級戦犯は太平洋戦争当時、捕虜監視員として反人道的で不法な方法で強制動員され、東南アジア地域にあった日本軍の連合軍捕虜収容所で勤務していて、日本軍関係の強圧的で暴力的な命令に服従したまま、連合軍捕虜を監視して統制する任務を遂行する過程で多くの精神的・肉体的被害をこうむった。韓国人B C級戦犯はこのような日帝による反人道的で不法な行為による被害を認められ、真相究明法によって設置された真相究明委員会によって「強制動員被害者、または犠牲者」と認められた。したがって韓国人 BC 級戦犯は日本に対し日帝による不法な強制動員でこうむった被害に対する請求権を持つということで、これは日本軍慰安婦被害者と日帝強制動員被害者が日帝強制占領期に日帝の反人道的不法行為によってこうむった被害に対する請求権と、その性格が本質的に違うと見ることはできない。

イ、適法要件に関する判断

⑴被請求人の作為義務

(ア)行政権力の不作為に対する憲法訴願は、公権力の主体に憲法から由来する作為義務が、憲法または法令に特に具体的に規定され、これに基づいて基本権の主体が、行政行為ないし公権力の行使を請求できるものであって公権力の主体がその義務を懈怠する場合に限って許されるということは、前で見た通りだ。本件協定第 3 条によれば、本件協定の解釈に関してわが国と日本間に紛争が発生した場合、政府はこれに伴い、1 次的には外交上経路を通じて、2 次的には仲裁によって解決するようにしているが、「公権力主体の作為義務が、法令に具体的に規定されている場合」に該当するかを見る。

(イ)本件記録を調べると、日本政府の内閣総理大臣小泉純一郎と安倍晋三は各自、韓国人B C級戦犯問題の人道的解決を促す議員の質問に対する公式答弁で、対日請求権問題の完全で最終的な解決を規定した本件協定第 2 条第 1 項及び第 3 項を言及することにより、本件協定によって韓国人B C級戦犯が持つすべての請求権が消滅したという見解を明確に表示している反面、被請求人をはじめ韓国政府の態度を見れば、韓国人B C級戦犯が日本に対し持つ請求権は本件協定とは関係なくそのまま残っていて、日本が韓国人B C級戦犯に関する問題を主導的に解決しなければならないという原則的な立場なので、結局韓国人B C級戦犯が日本に持つ日帝の不法な強制動員による被害に対する請求権と関連した本件協定の解釈に対し、韓日両国間に紛争が発生した状態と見るのが妥当である。

(ウ)韓国憲法は第 10 条で、「すべて国民は人間としての尊厳と価値を持ち、幸福を追求する権利を持つ。 国家は個人が持つ不可侵の基本的人権を確認し、これを保障する義務を負う。」と規定しているが、この時人間の尊厳性は最高の憲法的価値であり国家目標規範としてすべての国家機関を拘束して、そして国家は人間尊厳性を実現しなければならない、義務と課題を抱えることになることを意味する。したがって人間の尊厳性は「国家権力の限界」として国家による侵害から保護される個人の防御権だけでなく、「国家権力の課題」として国民が第三者によって人間としての尊厳性が脅威を受ける時、国家はこれを保護する義務を負う。

一方、韓国憲法は前文で、「3・1 運動で建立された大韓民国臨時政府の法統」の継承を明らかにしているが、たとえ韓国憲法が制定される前のこととしても、国家が国民の安全と生命を保護しなければならない最も基本的な義務を遂行できない日帝強制占領期に、日本軍のための捕虜監視員として強制動員され、人間の尊厳と価値が抹殺された状態で長期間、悲劇的な人生を営んだ韓国人B C級戦犯被害者の毀損された人間の尊厳と価値を回復させなければならない義務は、大韓民国臨時政府の法統を継承した現在の政府が国民に対し負う最も根本的な保護義務に属するといえるだろう(憲法裁判所 2011.8.30.2006 憲マ 788 参照)。

(エ)上のような憲法規定及び本件協定第 3 条の文言に照らしてみる時、被請求人が韓国人B C級戦犯が日本に対して有する日帝の不法な強制動員による被害に対する請求権と関連して、上記第 3 条により紛争解決の手続きに進む義務は、日本によって強行された組織的で持続的な不法行為によって人間の尊厳と価値を深刻に毀損された自国民が、賠償請求権を実現することができるように協力して保護するべき憲法的要請によったもので、その義務の履行がなければ、請求人の基本権が重大に侵害される可能性があるので、被請求人の作為義務は憲法から由来する作為義務として、それが法令に具体的に規定されている場合といえるだろう。

⑵公権力の不行使

(ア)本件記録によれば、被請求人は上のような作為義務の履行として、韓国人B C級戦犯が日本に対して有する日帝の不法な強制動員による被害に対韓請求権が、本件協定によって消滅したかどうかに関する韓・日両国間解釈上の紛争を解決するために本件協定第 3 条による紛争解決手続きとしての措置を特に取ったことがないと見られる。

(イ)被請求人はこれに対し、[別紙 2]記載のように持続的に日本政府及び議会の担当者との数回の面談を通じて韓国人B C級戦犯のために適切な水準の支援と補償対策を用意することを持続的に促したし、このために韓国人B C級戦犯とも何回も議論を進めてきたが、これは韓国政府に幅広く認められる外交的裁量権を

正当に行使したことなので、公権力の不行使でないと主張する。しかし被請求人は韓国人ＢＣ級戦犯問題は本件協定と関連がなく、日本が主導的に解決しなければならないという立場を一貫して堅持してこれを土台に上のような外交的措置を取ったと見られ、被請求人は日本との接触で本件協定第 3 条に伴う解決を直接言及したことがない。ところが本件で問題になる公権力の不行使は、本件協定によって韓国人ＢＣ級戦犯が日本政府に対して有する日帝の不法な強制動員による被害に対する請求権が消滅したのかどうかに関する解釈上の紛争を解決するために、本件協定第 3 条の紛争解決手続きに進む義務の不履行を示すことであるから、上のように本件協定と関係がなく成り立った外交的措置は、被請求人の作為義務履行に含まれない。

(3)小結

それなら被請求人は韓国人ＢＣ級戦犯が日本に対し持つ日帝の不法な強制動員による被害に対する請求権と関連して、憲法から由来する作為義務があるにもかかわらず、これを履行しなくて請求人の基本権を侵害した可能性がある。

したがって、以下では、本案に進んで被請求人が上のような作為義務の履行を拒否、または懈怠になっていることが請求人の基本権を侵害して、違憲なのかどうかに関して調べることにする。

ウ、本案に関する判断

(1)本件協定関連解釈上紛争の存在

(ア)本件協定第 2 条第 1 項は、「両締約国は両締約国及びその国民(法人を含む)の財産、権利及び利益と両締約国及び、その国民間の請求権に関する問題が 1951 年 9 月 8 日にサンフランシスコ市で署名された日本国との平和条約第 4 条(a)に規定されたものを含み、完全かつ最終的に解決されたことになるということを確認する。」と規定している。これと関連して合意議事録第 2 条(g)項は、上記第 2 条第 1 項でいう、「完全かつ最終的に解決された」ことになる両国及びその国民の財産、権利及び利益と両国及びその国民間の請求権に関する問題には、韓日会談で韓国側から提出された「韓国の対日請求要綱」(いわゆる 8 個項目)の範囲に属するすべての請求が含まれていて、したがって同対日請求要綱に関しては「いかなる主張もできなくなることを確認した。」と記載されている。

(イ)本件協定第 2 条第 1 項の解釈と関連して、前でみた通り日本政府の立場は韓国人ＢＣ級戦犯を含む韓国国民の日本に対する請求権はすべて包括的に本件協定に含まれ、本件協定の締結及びその履行で放棄され、その賠償が終了したということだ。 これに比べて韓国政府は 2005.8.26.「民官共同委員会」の決定を通じて、日本政府等国家権力が関与した「反人道的不法行為」に対しては本件協定によって解決されたと見られないので日本政府の法的責任が認められるとし、合わせて真相究明法に沿って設置された国家機関である真相究明委員会で、韓国人ＢＣ級戦犯を日帝によって不法的に強制動員された被害者または、犠牲者で公式に認めた。

(ウ)したがって本件協定第 2 条第 1 項の対日請求権に、韓国人ＢＣ級戦犯が日本に対し持つ日帝の不法な強制動員による被害に対する請求権が含まれるのかどうかに関する韓・日両国間に解釈差が存在し、それが上記協定第 3 条の「紛争」に該当するということは比較的明らかである。

(2)紛争の解決手続き

本件協定第 3 条第 1 項は「本協定の解釈及び実施に関する両締約国の紛争は、まず外交的な経路を通じて解決する。」と規定して、第 2 項は第 1 項の規定によって解決できない紛争は、仲裁によって解決するよう規定している。すなわち、上の規定は協定締結当時、その解釈に関する紛争の発生を予想して、その解決の主体を協定締結当事者である各国家に決めて、紛争解決の原則及び手続きを定めたのだ。したがって被請求人は上の紛争が発生した以上、本件協定第 3 条による紛争解決手続きにより外交的経路を通じて解決しなければならず、そういう解決の努力が消侭した場合、これを仲裁に回付しなければならないのが原則である。したがって、このような紛争解決手続きに進まなかった被請求人の不作為が、請求人の基本権を侵害して違憲なのかどうかを検討することにする。

(3)被請求人の不作為の基本権侵害の有無

(ア)被請求人の裁量

外交行為とは、価値と法律を共有する一つの国家内に存在する国家と国民との関係を越えて、価値と法律を互いに別にする国際環境で国家と国家間の関係を扱うことなので、政府が紛争の状況と性質、国内外情勢、国際法と普遍的に通用する慣行等を勘案し、政策決定をするにおいて幅広い裁量が許される領域であることは否めない。しかし、憲法上の基本権はすべての国家権力を羈束するので、行政権力もまたこのような基本権保護義務により基本権が実効的に保障されるように行使されなければならず、外交行為という領域も司法審査の対象から完全に排除されるとは見られない。特定国民の基本権が関連する外交行為において、先でみた通り法令に規定された具体的作為義務の不履行が憲法上、基本権保護義務に対する明白な違反と判断される場合は、基本権侵害行為として違憲と宣言されなければならない。結局、被請求人の裁量は侵害される基本権の重大さ、基本権侵害救済の切迫性、基本権の救済の可能性、本当に重要な国益に反するのかどうか等を総合的に考慮して、国家機関の基本権帰属性に合致する範囲内に制限せざるを得ない(憲法裁判所 2011.8.30.2006 憲マ 788 参照)。

(イ)不作為による基本権侵害の有無

1)侵害される基本権の重大さ

韓国人 B C 級戦犯が日帝の不法な強制動員によってこうむった被害は、太平洋戦争当時 10 代後半から 20 代の幼い齢で、日本と日本軍によって脅迫、欺罔等のような不法な方法で、連合軍捕虜監視員として強制的に動員され、戦争捕虜の処遇に関して正しい教育を受けられないまま、ひたすら苛酷な精神洗脳と反人道的で暴力的な形態の軍事訓練だけ受けた後、東南アジア各国に散らばっていた捕虜収容所に配置され、そこで上官の日本軍人から強圧的命令により、連合軍捕虜を監視・統制し、それによってとんでもない苦難と被害を体験する等、歴史的経験と事実に起因するもので、他にその例を見ない特殊な被害だ。日本の最高裁判所も 1999.12.20.韓国人 B C 級戦犯で構成された「同進会」が、日本政府を相手に起した損害賠償請求訴訟で韓国人 B C 級戦犯の被害を認めながらも、これに関する立法的補償措置がなかったという理由で上の請求を棄却した。このように韓国人 B C 級戦犯が日本に対して有する日帝の不法な強制動員による被害に対する請求権の実現は、人間としての尊厳と価値及び身体の自由を事後的に回復するという意味を持つものであり、その請求権の実現を遮るのは根源的な人間としての尊厳と価値の侵害と直接関連がある(憲法裁判所 2011.8.30.2006 憲マ 788 参照).

2)基本権侵害救済の切迫性

前でみたとおり、1991 年頃から韓国人 B C 級戦犯が日本の法廷で進めてきた訴訟は、彼らの請求権実現に関する立法的措置がない等の理由で、敗訴が確定した。もはや日本の法廷を通して韓国人 B C 級戦犯の司法的救済、または日本政府の自発的謝罪及び救済措置を期待することは事実上、不可能になった。日本によって韓国人 B C 級戦犯が連合国軍捕虜監視員に駆り出された第 2 次世界大戦が終わった後、70 年余りが流れて、彼らが日本を相手に訴訟を始めてからも、30 年に間もなくなる。現在、韓国人 B C 級戦犯の多くがすでに死亡した事情を考慮すれば、これ以上時間を遅滞する場合、韓国人 B C 級戦犯が日本に対し持つ日帝の不法な強制動員による被害に対する請求権を実現することによって歴史的正義を正して、侵害された人間の尊厳と価値を回復するのは永遠に不可能となる(憲法裁判所 2011.8.30.2006 憲マ 788 参照)。

3)基本権の救済の可能性

被請求人は韓国人 B C 級戦犯が受けた不利益の中、日帝の不法な強制動員による被害に対して、その被害救済に積極的な態度を取ってないと見られる。 侵害される基本権が重大で、その侵害の危険が急で差し迫っても、救済の可能性が全くない場合なら、被請求人の作為義務を認めるのが難しいだろう。しかし救済が完ぺきに保障された場合にだけ作為義務が認められるのではなく、救済の可能性が存在することで足りることであり、この時、被害者やその遺族たちが日本政府に対する請求が最終的に否認される結論が出てくる危険性も喜んで甘受するというなら、被請求人としては彼らの意志を十分に考慮しなければならない。2006 年国連国際法委員会によって採択され総会に提出された「外交的保護に関する条文草案」の第 19 条にも、外交的保護を行使する権利を持つ国家は重大な被害が発生した場合、特に外交的保護の行事の可能性を適切に考慮しなければならず、可能なすべての場合において、外交的保護への呼び掛け及び請求される賠償に関する被害者の見解を考慮することを、勧告的慣行として明示している。ところが請求人は本件審判請求を通じて被害者である韓国人 B C 級戦犯のための被請求人の作為義務の履行を求めていることから請求人の意志は明確であり、前でみた韓国人 B C 級戦犯が日帝の不法な強制動員によって被害をこうむった歴史的背景、本件協定の締結経緯及びその前後の状況、韓国人 B C 級戦犯のために日本に対し公式的事実認定と謝罪・賠償を促している一連の国内外的な動き、そして韓国人 B C 級戦犯が強制動員被害者または犠牲者として公式に認められた以上、日帝の不法な強制動員による被害は、韓国人 B C 級戦犯でない他の強制動員被害者がこうむった被害と特別な差異点を発見できない点等を総合してみる時、被請求人が本件協定第 3 条により紛争解決手続きに進む場合、日本による賠償が成り立つ可能性をあらかじめ排除してはならない(憲法裁判所 2011.8.30.2006 憲マ 788 参照)。

4)本当に重要な国益に反するかどうか

本件協定第 3 条による紛争解決措置を取って日本政府の金銭賠償責任を主張する場合、日本側との消耗的な法的論争や外交関係の不利益を招くという理由を挙げて憂慮する声があり得る。しかし国際情勢に対する理解を土台にした戦略的選択が要求される外交行為の特性を考慮するとしても、「消耗的な法的論争での発展の可能性」または「外交関係の不利益」という非常に不明で抽象的な理由を掲げて、それが基本権侵害の重大な危険に直面した請求人に対する救済を冷遇する妥当な理由になったり、または真剣に考慮されなければならない国益とみることは困難だ。かえって過去の歴史的事実認識の共有に向かった努力を通じて、日本政府に被害者に対する法的責任を全うするようにすることにより、韓日両国及び両国民の相互理解と相互信頼が深くなるようにして、これを歴史的教訓として再びそのような悲劇的状況が生み出されないようにすることが、真の韓・日関係の未来を確かめる方向であると同時に、本当に重要な国益に符合するといえるだろう(憲法裁判所 2011.8.30.2006 憲マ 788 参照)。

併せて韓国人 B C 級戦犯が被った日帝の不法な強制動員による被害は、国際戦犯裁判に伴う処罰による被害とは別個で日帝による強制動員で発生した、日帝による反人道的で不法な行為によって韓国人 B C 級戦犯が直接こうむった被害に限定されているので、国際戦犯裁判とは関係がない。したがって被請求人が本件協定第 3 条に伴う紛争解決手続きに進むといって、それが憲法第 6 条第 1 項に規定した国際法尊重原則及び国

際戦犯裁判所の判決と相反するものでもない。

⑷小結

韓国人 B C 級戦犯が日本に対して有する日帝の不法な強制動員による被害に対する請求権と関連して、韓国と日本の間の本件協定の解釈上紛争が存在しても、被請求人が本件協定第 3 条に伴う紛争解決手続きに進まない不作為は、請求人の重大な憲法上の基本権を侵害しているといえるだろう。

エ、結論

韓国人 B C 級戦犯が日本に対し有する日帝の不法な強制動員による被害に対する請求権と関連して、憲法第 10 条、第 2 条第 2 項及び前文と本件協定第 3 条の文言等に照らしてみる時、被請求人が本件協定第 3 条により紛争解決の手続きに進む義務は、憲法から由来する作為義務として、それが法令に具体的に規定されている場合であり、人間としての尊厳と価値等基本権の重大な侵害の可能性、救済の切迫性と可能性等を広く考慮する時、被請求人にこのような作為義務を履行しない裁量があるということはできず、被請求人が現在まで本件協定第 3 条により紛争解決手続きを履行する作為義務を履行したと見ることはできない。

結局、被請求人のこのような不作為は憲法に違反し、請求人の基本権を侵害するものである。

裁判長裁判官　ユ・ナムソク　裁判官　イ・ソンエ　裁判官　イ・ソクテ　裁判官　イ・ウンエ
裁判官　イ・ジョンソク　裁判官　イ・ヨンジン　裁判官　キム・ギヨン
裁判官　ムン・ヒョンベ　裁判官　イ・ミソン

[別紙 2]　韓国人 B C 級戦犯関連韓国政府の日本に対する外交的措置の概要　＜略＞　　（仮訳＝李洋秀）